

掛川市告示第 43 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和 4 年 4 月 1 日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称	所 在 地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 27 号
株式会社セイコーマート	札幌市中央区南九条西五丁目 421 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー22 階

2 委託した収納の事務

- (1) 掛川市立幼保連携型認定こども園に係る教育・保育費用並びに給食費の収納事務
- (2) 掛川市立幼稚園に係る教育費用の収納事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで